

「人間工学設計評価に関するガイド（案）」の検討に関する 今後の進め方について

令和 2 年 9 月 23 日
原子力規制庁

1. 経緯及び背景

平成 28 年に実施された IAEA の総合規制評価サービス (IRRS) において、人的組織的要因を考慮することに関する提言 S9¹が提示された。この提言への対応として、平成 28 年度第 45 回原子力規制委員会（参考 1）において、実用発電用原子炉施設を念頭に、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイドを策定するとともに、原子炉制御室等に関する人的組織的要因の考慮について、関連する規制等の改正について検討する方針が了承された。この際、評価ガイドについては、当時 IAEA において検討中であった人間工学²上の諸因子の考慮に関する安全ガイド (DS492。現在の SSG-51³。参考 2 参照) 等を参考にすることとされた。

これらを踏まえ、今般、「人間工学設計評価⁴に関するガイド（案）」を取りまとめた。

また、SSG-51 には、人間工学に係る設計開発に関する推奨事項が記載されており、これに照らして現行の規則等を精査した結果、既に必要な規定がなされていることに加え、令和 2 年 4 月に施行された品質管理基準規則⁵において、すべての原子力施設を対象に、設置許可段階から設備及び手順書の設計管理を求めることとした（規則等については参考 3）ことから、更なる規則改正等の必要はないと整理した。

なお、本年 1 月の IRRS フォローアップミッションにおいて、今後同ガイドを策定することを説明し、理解を得た。

¹ 提言 S9：「原子力規制委員会は、すべての原子力施設について、プラントの設計に人的及び組織的要因とヒューマンエラーに対する十分な体系的考察が、許認可取得者による提出書類において行われることを確かなものとするための規制要件と、これを評価するための能力及び経験を有する原子力規制委員会の資源を十分なものとするについて検討すべきである。」

² IAEA Safety Glossary (2018 Edition) によれば、人間のパフォーマンスに影響を及ぼす可能性があり、安全に影響を及ぼす可能性のある諸因子（人的及び組織的要因を含む。）を把握し、これらを設計や運転に考慮する工学

³ Human Factors Engineering in the Design of Nuclear Power Plants (IAEA 2019)

⁴ 人間工学的観点から設備及び手順書を適切に設計及び評価すること

⁵ 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年 原子力規制委員会規則第二号）

2. 「人間工学設計評価に関するガイド（案）」

SSG-51 の推奨事項の確認及び人間工学に係る設計プロセスの審査を取り入れている米国の規制等の調査を行い、これらを参考に、人間工学的観点から体系的に審査及び検査できるよう、別添のとおり「人間工学設計評価に関するガイド（案）」を作成した。同ガイドの目的、対象及び構成を以下に示す。

（1）ガイドの目的

本ガイドは、原子力事業者が実施する設計及び評価について、（2）に示す対象に関し、人間工学的観点から審査及び検査するに当たっての留意事項を体系的に整理したものである。

（2）ガイドの対象

実用発電用原子炉施設を対象とし、具体的に対象とする設備及び手順書は以下のとおり。

なお、その他の原子力施設の審査・検査において本ガイドを参考とする際は施設の特性に応じて適用する必要があることに留意すべき旨を明記する。

○設備

運転時の異常な過渡変化、設計基準事故又は重大事故等が発生した際に用いる常設の設備であって、警報、表示装置又は制御機器が集中的に配置され、かつ監視や操作に係る複雑さの程度が高いものとする。実用発電用原子炉施設においては、原子炉制御室、緊急時対策所（必要な情報を把握できる設備に限る。）及び緊急時制御室（以下「対象設備」という。）が該当する。本ガイドでは、これらで実施するタスク⁶であって、安全評価や有効性評価のシーケンスにおいて期待するもの（以下「重要なタスク」という。）に着目する。

○手順書

重要なタスクに関するもの（以下「対象手順書」という。）とする。

（3）ガイドの構成

SSG-51 を参考に、設計開発の段階に応じて分けた「人間工学設計評価の実施項目」（表 1 参照）ごとに、審査及び検査するに当たっての留意事項を記載する。

⁶ 要員が実施する認知、判断、操作又はこれらの組合せ

表 1 人間工学設計評価の実施項目

設計開発の段階	人間工学設計評価の実施項目 ⁷
計画	設計開発計画
設計のためのインプットの分析	運転経験のレビュー
	機能分析と機能配分
	重要なタスクの特定
	タスク分析
	要員の配置及び組織の分析
設計	対象設備の設計
	対象手順書の設計
	教育訓練計画への反映事項の整理
検証と妥当性確認	検証と妥当性確認

3. 今後の検討の進め方（案）

- 「人間工学設計評価に関するガイド（案）」は、審査及び検査で用いることを目的とするものであるが、事業者においても民間規格⁸の活用等の取組がなされており、別添の「人間工学設計評価に関するガイド（案）」を原子力事業者に提示し、公開で意見聴取することとしたい。
- 事業者に対する意見聴取の結果を踏まえ、必要に応じて「人間工学設計評価に関するガイド（案）」を修正し、改めて原子力規制委員会に諮る。その上で、意見募集を実施し、ガイドを制定することとしたい（年度内目処）。

別添：「人間工学設計評価に関するガイド（案）」

参考 1：IRRS 課題「人的組織的要因の考慮」に関する検討状況（平成 28 年 11 月 22 日第 45 回原子力規制委員会資料 4）

参考 2：関連する IAEA の安全ガイド（SSG-51）の概要及び構成

参考 3：関連する我が国の規制要件（主なものを抜粋）

⁷ SSG-51 にある「ヒューマン・パフォーマンスの監視測定」については、設計開発に含まれないため本ガイドでは扱わず、関連する検査ガイドを参照することとする。

⁸ 日本電気協会 「中央制御室の計算機化されたヒューマンマシンインタフェースの開発及び設計に関する指針」（JEAG 4617-2013）等

(別添)

人間工学設計評価に関するガイド（案）

目次

1. 総則	1
1. 1 はじめに	1
1. 2 目的	1
1. 3 適用範囲	2
1. 4 用語の定義	2
1. 5 本ガイドの使い方	2
2. 人間工学設計評価に関する基本的事項	4
2. 1 人間工学設計評価の実施項目とは	4
3. 計画	7
3. 1 設計開発計画	7
4. 設計のためのインプットの分析	11
4. 1 運転経験のレビュー	11
4. 2 機能分析と機能配分	13
4. 3 重要なタスクの特定	16
4. 4 タスク分析	17
4. 5 要員の配置及び組織の分析	21
5. 設計	23
5. 1 対象設備の設計	23
5. 2 対象手順書の設計	25
5. 3 教育訓練計画への反映事項の整理	26
6. 検証と妥当性確認	27
6. 1 検証と妥当性確認	27
添付1 人間工学設計評価の実施項目と規制要件（主なもの）の関係	31

1. 総則

1.1 はじめに

平成 28 年に実施された国際原子力機関 (IAEA) の総合規制評価サービス (IRRS)¹において、「原子力規制委員会は、すべての原子力施設について、プラントの設計に人的及び組織的要因とヒューマンエラーに対する十分な体系的考察が、許認可取得者による提出書類において行われることを確かなものとするための規制要件と、これを評価するための能力及び経験を有する原子力規制委員会の資源を十分なものとするについて検討すべきである。」との提言 (提言 S9) が提示された。プラントの設計において、人的及び組織的要因とヒューマンエラーに対する十分な体系的考察が必要となる設備は原子炉制御室等であり、原子炉制御室等を対象とする場合において、人的及び組織的要因とヒューマンエラーを考慮して設計及び評価することは、人間工学的観点から設備及び手順書を適切に設計及び評価すること (以下「人間工学設計評価」という。) である。実用発電用原子炉施設²の場合、人間工学設計評価が関係する要求事項を含む我が国の主な規制要件には以下のものがある。

- ・原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 (令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号。以下「品質管理基準規則」という。)
- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成 2 5 年原子力規制委員会規則第 5 号。以下「設置許可基準規則」という。)
- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (平成 2 5 年原子力規制委員会規則第 6 号。以下「技術基準規則」という。)
- ・原子力事業者の技術的能力に関する審査指針 (平成 1 6 年 5 月 2 7 日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。)
- ・実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準 (平成 2 5 年 6 月 1 9 日原子力規制委員会決定。以下「重大事故等防止技術的能力基準」という。)
- ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号。以下「実用炉規則」という。)

これらの規制要件により、審査及び検査において、人間工学設計評価に関連する原子力事業者の取組を確認してきた。しかし、これらの規制要件が必ずしも人間工学的観点から体系的に整理されてはいなかったことから、このような整理を行ったガイドを制定する必要性が生じていた。

1.2 目的

本ガイドは、原子力事業者が実施する設計及び評価について、適用範囲に示す対象に関し、人間工学的観点から審査及び検査するに当たっての留意事項を体系的に整理したものである。この体系的な整理においては、IAEA SSG-51 (Human Factors Engineering in the Design of Nuclear Power Plants) に示されている人間工学設計評価の推奨事項を参考としている。

¹ INTEGRATED REGULATORY REVIEW SERVICE (IRRS) MISSION TO JAPAN (IAEA-NS-IRRS-2016)

² 実用発電用原子炉及びその附属施設

1. 3 適用範囲

本ガイドは、実用発電用原子炉施設を対象とする。なお、その他の原子力施設の審査・検査において参考とする際は、施設の特性に応じて適用する必要があることに留意すること。

人間工学設計評価の適用について確認する設備は、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故又は重大事故等が発生した際に用いる常設の設備であって、警報、表示装置又は制御機器が集中的に配置され、かつ監視や操作に係る複雑さの程度が高いものとする。実用発電用原子炉施設においては、原子炉制御室、緊急時対策所（必要な情報を把握できる設備に限る。）及び緊急時制御室（以下「対象設備」という。）が該当する³。本ガイドでは、これらで実施するタスク⁴であって、安全評価や有効性評価のシーケンスにおいて期待するもの（以下「重要なタスク」という。）に着目する。

人間工学設計評価の適用について確認する手順書は、重要なタスクに関するもの（以下「対象手順書」という。）とする。

1. 4 用語の定義

本ガイドにおける用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 人間工学：人間のパフォーマンスに影響を及ぼす可能性があつて、安全に影響を及ぼす可能性のある諸因子（人的及び組織的要因を含む。）を把握し、これらを設計や運転に考慮する工学。
- (2) 人間工学設計評価：人間工学的観点から設備及び手順書を適切に設計及び評価すること。
- (3) ヒューマンマシンインタフェース（以下「HMI」という。）：設備と要員とのコミュニケーションの直接の手段。具体的には、警報、表示装置、制御機器、運転支援装置等をいう。
- (4) タスク：要員が実施する認知、判断、操作又はこれらの組合せ。
- (5) 重要なタスク：対象設備で実施するタスクであつて、安全評価や有効性評価のシーケンスにおいて期待するもの。
- (6) 検査：原子力規制検査又は特別検査。

1. 5 本ガイドの使い方

本ガイドは、原子力事業者が実施する設計及び評価について、適用範囲に示す対象に関し、人間工学的観点から審査及び検査するに当たつての留意事項を体系的に整理したものであり、このような審査及び検査を行う際は、後述する「人間工学設計評価の実施項目」を参考に確認することができる。人間工学設計評価の実施項目は、原子力事業者が実施する行為であること、必ずしも逐条的に全ての実施内容を確認する必要はないことに留意すること。また、審査の段階においては、方針の確認に留まるもの、あるいは、確認が不可能なものも含まれることに留意すること。原子力事業者の実施内容の例としては、日本電気協会「中央制御室の計산화さ

³ 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設のうちその他の制御盤等については、設置許可基準規則第10条（誤操作の防止）第1項又は第43条（重大事故等対処設備）第1項第2号への適合性により、人間工学設計がなされていることを確認できる。

⁴ タスク：要員が実施する認知、判断、操作又はこれらの組合せ

れたヒューマンマシンインタフェースの開発及び設計に関する指針」(JEAG 4617-2013)がある。

本ガイド3. 以降に示す確認内容の構成は、視点、確認の方針、解説及び補足とした。

審査においては、視点に関連した規制要件への適合の方針を確認する場合に、必要に応じて確認の方針を参考にすることができる。

検査においては、原子力事業者が実施した設計開発等を確認する場合に、必要に応じて視点及び確認の方針を参考にすることができる。

なお、解説は、視点及び確認の方針に対して追加情報を与えるものである。補足は、視点及び確認の方針に直接的には関係しないものの、人間工学設計評価の実施項目に対して追加情報を与えるものである。

2. 人間工学設計評価に関する基本的事項

2.1 人間工学設計評価の実施項目とは

人間工学設計評価は、表1に示す12の実施項目が、原子力事業者において必要なレベルで実施されることが一般的である。人間工学設計評価では、技術的、人的及び組織的要素を体系的に考慮するという観点から、対象設備の設計に限定せず、その設計の前提条件又は不可分な相互関連を有する対象手順書、教育訓練計画等に係る事項を含めて総合的に取り扱われることが一般的である。以下では、各人間工学設計評価の実施項目の概要を示す。また、人間工学設計評価の実施項目と規制要件（主なもの）の関係を添付1に示す。

表1 設計開発等と人間工学設計評価の実施項目の関係

設計開発等		人間工学設計評価の実施項目
設計 開 発	計画	設計開発計画
	設計のためのインプットの分析	運転経験のレビュー
		機能分析と機能配分
		重要なタスクの特定
		タスク分析
		要員の配置及び組織の分析
	設計	対象設備の設計
		対象手順書の設計
		教育訓練計画への反映事項の整理
	検証と妥当性確認	検証と妥当性確認
		実装に向けた確認
	運転段階における監視測定	

(1) 計画

・設計開発計画

技術的、人的及び組織的要素の相互作用を考慮し、機械系と人間系が調和するように、対象設備及び対象手順書の設計開発を計画する実施項目である。

(2) 設計のためのインプットの分析

・運転経験のレビュー

人間工学に関連する安全問題を特定することを主な目的として、改善すべき点、維持すべき点という観点から運転経験を分析し、その結果を設計開発に用いる情報とする実施項目である。

・機能分析と機能配分

異常の影響緩和の機能及び重大事故等に対処するために必要な機能について整理し、人間の特性を活かしつつその限界と弱点を回避するように人間系と機械系に機能を配分し、その結果を設計開発に用いる情報とする実施項目である。

- ・重要なタスクの特定

人間工学設計評価の実施項目において重要なタスクを特定する実施項目である。少なくともこれらのタスクについては、HMI 等により支援される必要がある。

- ・タスク分析

タスクの性質、タスク実行に必要な事項等を分析し、その結果を設計開発に用いる情報とする実施項目である。

- ・要員の配置及び組織の分析

タスク分析の結果を踏まえて、タスクを要員に割り当て、必要な要員の配置及び組織を明確にし、その結果を設計開発に用いる情報とする実施項目である。

(3) 設計

- ・対象設備の設計

設計開発に用いる情報、規制要件等を考慮して、対象設備の設計開発の結果に係る情報をまとめる実施項目である。

- ・対象手順書の設計

設計開発に用いる情報、規制要件等を考慮して、対象手順書の設計開発の結果に係る情報をまとめる実施項目である。

- ・教育訓練計画への反映事項の整理

設備及び手順書の情報、規制要件等を考慮して、教育訓練計画に反映する事項を整理する実施項目である。

(4) 検証と妥当性確認

- ・検証と妥当性確認

対象設備及び対象手順書の設計開発の結果が(3)までの人間工学設計評価の実施項目で得られた要件に適合し、要員が安全を達成するためのタスクを迅速かつ確実に実施できることを検証及び妥当性確認する実施項目である。

- ・実装に向けた確認

対象設備及び対象手順書の設計仕様について、検証及び妥当性確認された内容に準拠しているかを確認し、その設計仕様で実装された場合に、要員、マネジメントシステム、他の構築物、系統及び機器等の間で、人間工学に関する課題が発生しないかを予め確認する実施項目である。なお、これらの確認によって設計開発の変更を行う場合には、品質管理基準規則第33条（設計開発の変更の管理）に基づいて、検証、妥当性確認等が適切になされる。そのため、本ガイ

ドでは、本実施項目を検証と妥当性確認に含めるものとし、独立した実施項目として扱わないこととする。

(5) 運転段階における監視測定

・ヒューマン・パフォーマンスの監視測定

運転段階において、日々の運転状況、不適合の発生、成立性確認訓練等における要員の振る舞いを確認する実施項目である。なお、本実施項目については、設計開発に含まれないため本ガイドでは扱わず、関連する検査ガイドを参照することとする。

3. 計画

3.1 設計開発計画

設計開発計画について、以下の内容を確認する。なお、以降において、人間工学設計評価の実施項目とは、本ガイドで独立して扱われる実施項目とする。すなわち、実装に向けた確認及びヒューマン・パフォーマンスの監視測定を除いた10の実施項目をいう。

(視点1) 適切な人間工学設計評価の実施項目が選定されているか。

(各段階での確認の方針)

設置許可の審査においては、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第27条（設計開発計画）第2項第1号に適合する方針であることを確認する。

設計及び工事の計画の審査においては、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイドに沿って、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に記載されていることを確認する。

検査において、原子力事業者の活動を確認する場合には、人間工学設計評価の実施項目の選定結果を考慮する。

(解説あ) 人間工学設計評価の実施項目の選定

人間工学設計評価の実施項目の選定においては、設計開発の性質や複雑性の程度が考慮される。また、対象設備の設計に限定せず、その設計の前提条件又は不可分な相互関連を有する対象手順書、教育訓練計画等に係る事項を含めて総合的に取り扱われることが一般的である（「統合システム」の観点）。既設炉の変更・追加の場合には、その内容に応じて適切な評価を実施することにより、合理的な範囲の人間工学設計評価の実施項目が選定される場合がある（表2参照）。

(視点2) 人間工学設計評価の各実施項目で用いる情報及び結果に係る情報の概要が明確にされているか。

(各段階での確認の方針)

設置許可の審査においては、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第27条（設計開発計画）第2項第2号に適合する方針であることを確認する。

設計及び工事の計画の審査においては、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイドに沿って、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に記載されていることを確認する。

検査において、原子力事業者の活動を確認する場合には、人間工学設計評価の各実施項目で用いる情報及び結果に係る情報の概要を考慮する。

(解説い) 人間工学設計評価の各実施項目で用いる情報及び結果に係る情報の概要
各実施項目で用いる情報及び結果に係る情報の概要の例を表3に示す。

(補足A) (視点1)、(視点2)の他、設計開発計画において考慮すべき事項は、特に人間工学設計評価に着目すると、例えば、以下のものがある。

- ・人間工学設計評価の各実施項目で明らかにされた人間工学に関する課題を、後の段階で解決する仕組みがあること。
- ・新たな技術、分析手法、知見(人間工学に係る安全基盤研究の成果を含む。)等を評価し、適切なものを取り入れる仕組みがあること。
- ・設計開発に必要な内部の資源として、人間工学設計評価の実施項目を実施する組織の要件と、その組織に必要な要員の力量が明確にされていること(組織の要件には、例えば、人間工学設計評価の専門知識を有する要員が含まれる。)
- ・人間工学設計評価の各実施項目で情報が適切に伝達され、人間工学以外の観点も適切に考慮されるよう、設計開発に関与する各者間の連絡が管理されること(人間工学以外の観点には、核物質防護の観点が含まれる。)

表2 変更・追加の分類と適用される人間工学設計評価の実施項目の例

変更・追加の分類	適用される人間工学設計評価の実施項目
対象設備に関する変更・追加を必要とする場合	<p>対象設備を全面的に変更する場合は一般的に、一連の人間工学設計評価の実施項目が適用される。</p> <p>対象設備の一部を変更・追加する場合は、変更・追加が影響する範囲において、人間工学的観点からその影響の評価が実施され、この結果により合理的な範囲の人間工学設計評価の実施項目が適用される。変更・追加が軽微な場合には、変更部分に対して、運転経験のレビューと、5. の設計が適用される。</p>
<p>対象設備に関する変更・追加を必要としない場合 (重要なタスクが関係する場合)</p>	<p>対象設備に関する変更・追加の可否を検討した結果、不要であると判断された場合には、人間工学設計評価の実施項目として、少なくとも、変更・追加が影響する範囲において、運転経験のレビュー、タスク分析、要員の配置及び組織の分析、対象手順書の設計及び教育訓練計画への反映事項の整理が適用される。</p> <p>なお、タスク分析及び要員の配置及び組織の分析は、他の設計時の分析結果があれば、その結果が流用される場合がある。</p>

表3 人間工学設計評価の各実施項目で用いる情報及び結果に係る情報の概要の例

人間工学設計評価の各実施項目	用いる情報の例（主要なもの）	結果に係る情報の例（主要なもの）
運転経験のレビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の運転経験から明確にされている課題や知見 ・他の原子力施設や他の産業界において明確にされている課題や知見 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転経験のレビューの結果
機能分析と機能配分	<ul style="list-style-type: none"> ・機能等と時間余裕、運転操作に関する性能要件等 ・プラント構成 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能分析及び機能配分の結果
重要なタスクの特定	<ul style="list-style-type: none"> ・安全評価や有効性評価の結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要なタスクの特定結果
タスク分析	<ul style="list-style-type: none"> ・機能分析及び機能配分の結果 ・プラント構成 ・安全評価や有効性評価の結果 ・重要なタスクの特定結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・タスクの性質 ・タスク実行に必要な事項 ・タスクを構成する認知・判断・操作 ・タスクに関連する時間、精度及び作業負荷 ・潜在的な人的過誤
要員の配置及び組織の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・規制要件 ・運転経験のレビューの結果 ・タスク分析の結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の配置及び組織の分析結果
対象設備の設計	<ul style="list-style-type: none"> ・設計開発に用いる情報 ・規制要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象設備の設計仕様
対象手順書の設計	<ul style="list-style-type: none"> ・設計開発に用いる情報 ・規制要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象手順書の設計仕様
教育訓練計画への反映事項の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・設備や手順書の情報 ・規制要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練計画への反映事項の整理結果
検証と妥当性確認	<ul style="list-style-type: none"> ・設計開発に用いる情報 ・設計仕様 	<ul style="list-style-type: none"> ・検証と妥当性確認の結果（設計仕様への反映事項を含む。）

4. 設計のためのインプットの分析

4.1 運転経験のレビュー

運転経験のレビューについて、以下の内容を確認する。

(視点1) 運転経験のレビューの対象に、以下が含まれているか。

- ・当該施設の運転経験から明確にされている課題や知見
- ・他の原子力施設や他の産業界において明確にされている課題や知見

(各段階での確認の方針)

設置許可の審査においては、技術的能力指針7. 運転及び保守の経験に適合する方針であることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条（設計開発に用いる情報）第1項第2号、第50条（データの分析及び評価）第2項第3号、第52条（是正処置等）及び第53条（未然防止処置）に適合する方針であることを確認する。

検査において、原子力事業者の活動を確認する場合には、運転経験のレビューの対象を考慮する。

(解説あ) 運転経験のレビューの対象

運転経験のレビューの対象として、例えば以下のような項目が考慮される。

- ・国内外の事故⁵、トラブル事象
- ・事故の前兆となる軽微な事象や、事故に寄与し得た軽微な問題
- ・運転員等へのインタビューやアンケートの結果
- ・対象設備、対象手順書及び教育訓練計画を改善する必要性が示された、不適合その他の事象の原因分析の結果及びそれら等に基づき実施された是正処置
- ・人的要素及び組織的要素に関する信頼性の低下を示す兆候（組織間の連携や指揮命令系統に関する不適合等の増加傾向等）
- ・産業界の良好事例（計測制御系やHMI技術の動向等）

なお、運転時の事例だけではなく、保守後の復旧状態の確認や、ラインナップ確認等に関連する保守時の事例も対象となる。

(視点2) 運転経験のレビューにおいて、対象設備、対象手順書及び教育訓練計画に関して改善すべき点と維持すべき点という観点から分析されているか。

(各段階での確認の方針)

設置許可の審査においては、技術的能力指針7. 運転及び保守の経験に適合する方針であることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記

⁵ スリーマイルアイランド原子力発電所事故、関西電力美浜発電所2号機蒸気発生器伝熱管損傷事象、東京電力福島第一原子力発電所事故等

載がなされており、品質管理基準規則第28条（設計開発に用いる情報）第1項第2号、第50条（データの分析及び評価）第2項第3号、第52条（是正処置等）及び第53条（未然防止処置）に適合する方針であることを確認する。

検査において、原子力事業者の活動をj確認する場合には、運転経験のレビューの結果を考慮する。

4. 2 機能分析と機能配分

機能分析と機能配分について、以下の内容を確認する。

(視点1) 機能分析において、以下の事項が整理されているか。

- ・異常の影響緩和の機能及び重大事故等に対処するために必要な機能と、それぞれの機能に関する時間余裕や、運転操作に関する性能要件（作業負荷、制御特性等）
- ・それぞれの機能を直接果たす構築物、系統及び機器（当該系）並びに当該系が機能を果たすのに直接、間接に必要な構築物、系統及び機器（特記すべき関連系）
- ・それぞれの機能を果たすのに必要な情報・パラメータや必要な制御

(各段階での確認の方針)

・設計基準対象施設

設置許可の審査においては、設置許可基準規則第12条（安全施設）第1項の重要度分類及び第13条（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止）の安全評価に関連して、異常の影響緩和の機能と当該系及び特記すべき関連系並びに必要な情報・パラメータや必要な制御が整理されていることを確認するとともに、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故ごとに時間余裕や、運転操作に関する性能要件が考慮されていることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条（設計開発に用いる情報）第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

・重大事故等対処施設

重大事故等に対処するために必要な機能は、設置許可基準規則の各条文（第42条及び第44条～第62条）が対応している。設置許可の審査においては、設置許可基準規則の各条文及び第37条（重大事故等の拡大の防止等）の有効性評価並びに対応する重大事故等防止技術的能力基準に関連して、それぞれの機能と当該系、特記すべき関連系、必要な情報・パラメータや必要な制御が整理されていることを確認するとともに、重要事故シーケンス及び評価事故シーケンスごとに時間余裕や、運転操作に関する性能要件が考慮されていることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条（設計開発に用いる情報）第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

(解説あ) 制御特性

制御特性には、例えば、プラントの物理的なプロセス応答、プロセス応答に伴う制御のタイミング等がある。

(解説い) 機能を果たすのに必要な情報・パラメータ

機能を果たすのに必要な情報・パラメータには、例えば、その機能が必要とされていることを示すもの、その機能に係る当該系及び特記すべき関連系が使用可能であることを示すもの、その機能に係る当該系及び特記すべき関連系が使用されていることを

示すもの、その機能が果たされていることを示すもの、その機能に係る当該系及び特記すべき関連系の使用を終了できることを示すもの等がある。

(視点2) 機能配分において、安全評価や有効性評価のシーケンスを考慮して、異常の影響緩和の機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に係る当該系及び特記すべき関連系に対して、制御の方法(人間系、機械系又は人間系と機械系の組み合わせ)が割り当てられているか。

(各段階での確認の方針)

・設計基準対象施設

設置許可の審査においては、設置許可基準規則第10条(誤操作の防止)第1項に関連して、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保される設計とする方針であることを確認し、設置許可基準規則第13条(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)の安全評価に関連して、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故ごとに制御の方法が割り当てられていることを確認するとともに、設置許可基準規則第26条(原子炉制御室等)第1項第3号に関連して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとする方針であることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条(設計開発に用いる情報)第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

・重大事故等対処施設

設置許可の審査においては、設置許可基準規則第37条(重大事故等の拡大の防止等)の有効性評価及び第42条(特定重大事故等対処施設)並びに対応する重大事故等防止技術的能力基準に関連して、重要事故シーケンス及び評価事故シーケンスごとに制御の方法が割り当てられていることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条(設計開発に用いる情報)第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

なお、重大事故等対処設備については、的確かつ柔軟な対処という観点で人間系に機能配分されることがある(規制要件で機械系に機能配分することが求められるものを除く。)

ただし、時間余裕が短いものについては、6.の妥当性確認において、その機能配分の妥当性を十分に確認する必要がある。

(解説う) 制御の方法

人間系に機能が配分される場合には、例えば、自動制御を含まない手動操作とする場合がある。

機械系に機能が配分される場合には、例えば、完全な自動制御とする場合や、受動的な自己制御となる場合がある。

人間系と機械系の組み合わせに機能が配分される場合には、例えば、一定の範囲を自

自動制御とし残りの範囲を手動操作とする場合、人間の許可に基づいて自動制御が行われる場合、自動制御とするが状況に応じて手動操作とする場合がある。また、必要に応じて、自動制御の状況を監視する責任が人間系に割り当てられ、プロセスの監視制御の維持が機械系に割り当てられる場合がある。

(解説え) 制御の方法の割り当て

制御の方法の割り当てでは、例えば以下の項目が考慮される。

- 規制要件
- 時間余裕や性能要件
- 人間系と機械系の長所・短所（人間系の長所：即応的能力、柔軟性、判断、パターン認識等。機械系の長所：迅速さ、複雑な操作の同時処理等。）
- 運転経験及び産業界の技術動向
- 適用する技術の要員への受け入れやすさ
- 自動制御が失敗した時のバックアップ等の考慮事項

4. 3 重要なタスクの特定

重要なタスクの特定について、以下の内容を確認する。

(視点1) 以下のうち対象設備で実施するタスクが、重要なタスクとして特定されているか。

- ・安全評価のシーケンスにおいて期待するタスク
- ・有効性評価のシーケンスにおいて期待するタスク
- ・緊急時制御室で実施するタスク

(各段階での確認の方針)

- ・安全評価のシーケンスにおいて期待するタスク

設置許可の審査においては、設置許可基準規則第13条（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止）の安全評価に関連して、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故ごとに、要員が対象設備で実施する認知、判断、操作又はこれらの組合せとして特定されていることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条（設計開発に用いる情報）第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

なお、安全評価のシーケンスにおいて期待するタスクには、安全評価上正常に実行されることが想定される重要なタスク（再循環切替操作、ECCS 停止操作等）が含まれる。これらは、保安規定の審査において、実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで（発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等）の異常時の運転操作基準に関連して、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故ごとに特定されていることを確認する。

- ・有効性評価のシーケンスにおいて期待するタスク

設置許可の審査においては、設置許可基準規則第37条（重大事故等の拡大の防止等）の有効性評価及び対応する重大事故等防止技術的能力基準に関連して、重要事故シーケンス及び評価事故シーケンスごとに、要員が対象設備で実施する認知、判断、操作又はこれらの組合せとして特定されていることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条（設計開発に用いる情報）第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

- ・緊急時制御室で実施するタスク

設置許可の審査においては、設置許可基準規則第42条（特定重大事故等対処施設）及び対応する重大事故等防止技術的能力基準に関連して、要員が緊急時制御室で実施する認知、判断、操作又はこれらの組合せとして特定されていることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条（設計開発に用いる情報）第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

4. 4 タスク分析

タスク分析について、以下の内容を確認する。

(視点1) 重要なタスクについて、以下の事項が明確にされているか。

①タスクの性質

- ・タスクに関連する安全機能
- ・タスクの開始及び完了の条件と、タスクの相互関係

②タスク実行に必要な事項

- ・状況（認知・判断・操作の場所、環境条件等）
- ・必要な設備・資機材（主要なHMI、通信手段、防護具等）

③タスク実行の体制及び力量

- ・体制（要員、組織、指揮命令系統等）
- ・力量

(各段階での確認の方針)

・安全評価のシーケンスにおいて期待するタスク

設置許可の審査においては、設置許可基準規則第13条（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止）の安全評価に関連して、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故ごとに①及び②が明確にされていることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条（設計開発に用いる情報）第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

なお、安全評価上正常に実行されることが想定される重要なタスクについては、保安規定の審査において、実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで（発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等）の異常時の運転操作基準に関連して、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故ごとに①及び②が明確にされていることを確認する。

保安規定の審査においては、実用炉規則第92条第1項第7号（保安教育）及び実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで（発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等）に関連して、③が明確にされていることを確認する。

・有効性評価のシーケンスにおいて期待するタスク

設置許可の審査においては、設置許可基準規則第37条（重大事故等の拡大の防止等）の有効性評価及び対応する重大事故等防止技術的能力基準に関連して、重要事故シーケンス及び評価事故シーケンスごとに①、②及び③が明確にされていることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条（設計開発に用いる情報）第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

・緊急時制御室で実施するタスク

設置許可の審査においては、設置許可基準規則第42条（特定重大事故等対処施設）及び対

応する重大事故等防止技術的能力基準に関連して、①、②及び③が明確にされていることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条（設計開発に用いる情報）第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

（解説あ）タスク実行の体制

タスク実行の体制には、例えば、運転員、運転責任者、現場操作員、重大事故等対策の実施組織及び支援組織の要員等が考慮される⁶。

（解説い）タスク分析において考慮される情報

タスク分析において考慮される情報には、例えば、以下のようなものがある。

- ・ 4. の他の分析から得られたデータ
- ・ 文書類（供給者の文書（プラントの設計図書、運転手順書等）、既設炉の場合は既存の手順書、訓練資料等）
- ・ ウォークスルー（タスクの実行に必要な移動動線）
- ・ HMI 等の利用者（運転員等）の要望事項
- ・ シミュレータ研究から得られたデータ

（視点2）重要なタスクを対象としたタスク分析において、以下の事項が考慮されているか。

- ・ 設計上想定している手順
- ・ タスクを構成する認知・判断・操作（気付き、状況認知、事象判別、意思決定、コミュニケーション、対応措置等）
- ・ タスクに関連する時間（必要時間、許容時間及び時間余裕）、精度及び作業負荷⁷
- ・ タスクを構成する認知・判断・操作における潜在的な人的過誤とその要因（合理的かつ実施可能な範囲）

（各段階での確認の方針）

設置許可の審査においては、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条（設計開発に用いる情報）第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

検査において、原子力事業者の活動を確認する場合には、（2）のタスク分析の結果を考慮する。

（解説う）タスク分析を実施する者

⁶ スリーマイルアイランド原子力発電所事故の教訓反映として、海外では、運転クルーとは独立に監視・判断が可能な要員が求められている（SSG-51における「セーフティエンジニア」）。安全機能の継続的な監視等を考慮し、既存の手順書では対応できない状況、原子炉制御室で複数ユニットが同時に被災した状況等においても、有効な対応措置を可能とするような体制とされることが望ましい。

⁷ 時間や作業負荷に関するタスク分析については、Standard Review Plan for the Review of Safety Analysis Reports for Nuclear Power Plants: LWR Edition - Human Factors Engineering (NUREG-0800, Chapter 18) Revision 3 - Attachment A, Attachment B - December 2016 が参考となる。また、関係法令（例えば、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号））等により求められるタスク（緊急時活動レベル（EAL）に係るタスク等）との重量についても考慮することが望ましい。

タスク分析を実施する者には、人間工学や運転の専門知識を有する者が含まれる。

(解説え) タスクの実施可否や作業負荷の判断において考慮される事項

例えば手順等の机上分析ではタスクの実施可否や作業負荷を判断することができない場合には、モックアップ（外観を実物に似せた実物大の模型）、プラント・ウォークダウン、部分的なシミュレータ、フルスコープのシミュレータ等に基づく情報が考慮されることがある。

(解説お) タスクを構成する認知・判断・操作における潜在的な人的過誤とその要因を分析する手法

分析する手法には、例えば、以下のようなものがある。なお、単一の手法で分析できる人的過誤は限られることから、手法が可能な限り組み合わせられていることが望ましい。

- ・(解説い) の情報に基づく調査（運転経験のレビューを含む。）
- ・人間工学や運転の専門知識を有する者へのヒアリング調査（トークスルー）
- ・人間信頼性解析手法

(解説か) 人的過誤の種類

人的過誤には、オMISSIONエラー（実行すべき行為を実行しない人的過誤）及びCOMMISSIONエラー（実行すべきでない行為を実行する人的過誤）がある。

(解説き) 潜在的な人的過誤の発生防止対策

分析された潜在的な人的過誤とその要因については、合理的かつ実施可能な範囲で、設備、手順書、教育訓練計画又はそれらの組み合わせ等により発生防止対策を実施する必要がある。

(補足A) 重要なタスクに特定されないものについても、保安活動の重要度に応じた深さでタスク分析が実施され、設計等に反映されることがある。検査において、原子力事業者の活動を確認する場合には、これらを考慮することがある。そのようなタスクには、例えば以下のものがある。

- ・運転時の異常な過渡変化・設計基準事故から低温停止までのタスク（安全評価上の代表性だけでなく、プラント挙動の観点（例えば、起因事象発生部位の違いによる挙動の相違）での代表性を考慮することが考えられる。）
- ・中央制御室外原子炉停止機能に係るタスク
- ・重大事故等防止技術的能力基準に関連するタスクのうち、対象設備で実施するタスク
- ・運転時の異常な過渡変化・設計基準事故において安全保護回路等が正常に動作しない時のタスク（計測制御系やHMIの故障及びこれにより生じる劣化状態におけるタスクがある。ここで、計測制御系の故障には、例えば、検出器、警報、監視、自動化と制御、通信等のサブシステムの故障がある。HMIの故障には、例えば、表示装置の機能喪失、データ処理の喪失および大型表示装置機能の喪失等がある。）
- ・前兆事象を確認した時点での事前の対応におけるタスク（例えば、大津波警報発令時や、降下火砕物の到達が予測されるときに原子炉を停止・冷却するタスクや、火山事象

時等に居住環境を維持するタスク)

- 警報発生時のタスクやサーバランス時のタスク
- 運転経験のレビューで扱われたタスク（保守に関連するものを含む。）

4. 5 要員の配置及び組織の分析

要員の配置及び組織の分析について、以下の内容を確認する。

(視点1) 要員の配置及び組織の分析において、以下が実施されているか。

- ・重要なタスクの各要員への割り当て
- ・要員及び組織の責任と権限、役割の明確化

(各段階での確認の方針)

- ・安全評価のシーケンスにおいて期待するタスク

設置許可の審査においては、設置許可基準規則第13条（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止）の安全評価に関連して、重要なタスクの各要員への割り当てがなされていることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条（設計開発に用いる情報）第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

保安規定の審査においては、実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで（発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等）に関連して、要員及び組織の責任と権限、役割が明確にされていることを確認する。

- ・有効性評価のシーケンスにおいて期待するタスク

設置許可の審査においては、設置許可基準規則第37条（重大事故等の拡大の防止等）の有効性評価及び対応する重大事故等防止技術的能力基準に関連して、重要なタスクの各要員への割り当てがなされていることを確認するとともに、重大事故等防止技術的能力基準1.0（4）（手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備）に関連して、要員及び組織の責任と権限、役割が明確にされていることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条（設計開発に用いる情報）第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

- ・緊急時制御室で実施するタスク

設置許可の審査においては、設置許可基準規則第42条（特定重大事故等対処施設）及び対応する重大事故等防止技術的能力基準に関連して、重要なタスクの各要員への割り当てがなされていること並びに要員及び組織の責任と権限、役割が明確にされていることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条（設計開発に用いる情報）第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

(解説あ) 要員の配置及び組織の分析において考慮される事項

要員の配置及び組織の分析においては、例えば以下のような項目が考慮される。

- ・規制要件
- ・運転経験のレビュー
- ・タスク分析から得られた要件（必要な要員、作業負荷、要員の独立性（セーフティエ

ンジニア、現場操作の原子炉制御室での確認等)、シーケンスの連続性(組織・要員の状況認知の維持の観点)等)

(視点2) 割り当てられたタスクが実行可能なように、要員の配置及び組織が明確にされているか。

(各段階での確認の方針)

・安全評価のシーケンスにおいて期待するタスク

設置許可の審査においては、技術的能力指針10. 有資格者等の選任・配置に適合する方針であることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条(設計開発に用いる情報)第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

保安規定の審査においては、実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで(発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等)に関連して、要員の配置及び組織が明確にされていることを確認する。

・有効性評価のシーケンスにおいて期待するタスク

設置許可の審査においては、重大事故等防止技術的能力基準1.0(4)(手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備)に関連して、要員の配置及び組織が明確にされていることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条(設計開発に用いる情報)第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

・緊急時制御室で実施するタスク

設置許可の審査においては、重大事故等防止技術的能力基準2.2(特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備)に関連して、要員の配置及び組織が明確にされていることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第28条(設計開発に用いる情報)第1項第1号に適合する方針であることを確認する。

5. 設計

5.1 対象設備の設計

対象設備の設計について、以下の内容を確認する。

(視点1) 人間工学に関する適用規格が示されているか。

(各段階での確認の方針)

設置許可の審査においては、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第29条（設計開発の結果に係る情報）第3項第1号に適合する方針であることを確認する。

設計及び工事の計画の審査においては、工事計画認可申請書により、適用規格を確認する。

(解説あ) 人間工学に関する適用規格

対象設備について、設置許可基準規則及び技術基準規則に基づいて具体的仕様が検討される際には、人間工学設計ガイドラインが参照されることが一般的である。人間工学設計ガイドラインには、例えば以下のものがある。なお、規格の適用範囲に含まれない設備に準用することを含む。その場合は、準用する内容及び準用の適切性が示される必要がある。

- ・ 日本電気協会「原子力発電所の中央制御室における誤操作防止の設備設計に関する規程」(JEAC 4624-2009)
- ・ 日本電気協会「中央制御室の計算機化されたヒューマンマシンインタフェースの開発及び設計に関する指針」(JEAG 4617-2013)
- ・ U.S. NUCLEAR REGULATORY COMMISSION: Human-System Interface Design Review Guidelines, NUREG-0700⁸
- ・ IAEA Safety Standards “Human Factors Engineering in the Design of Nuclear Power Plants” (No. SSG-51, 2019)の4. DESIGN 及び8. APPLICATION OF HUMAN FACTORS ENGINEERING IN DESIGN FOR COMPUTERIZED PROCEDURES (完全デジタル化制御室の場合)

(視点2) 対象設備の設計に、以下の事項が考慮されているか。

- ・ 4. の分析の結果
- ・ 各対象設備に対応する設置許可基準規則及び技術基準規則の要求事項

(各段階での確認の方針)

設置許可の審査においては、設置許可基準規則第10条（誤操作の防止）、第43条（重大事故等対処設備）第1項第2号及び各対象設備に対応する要求事項に適合する方針であることを確認する。また、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がな

⁸ 2020年7月に、revision 3が発行されている。

されており、品質管理基準規則第29条（設計開発の結果に係る情報）第3項第1号に適合する方針であることを確認する。

設計及び工事の計画の審査においては、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイドに沿って、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に記載されていることを確認するとともに、中央制御室、緊急時対策所又は緊急時制御室の機能に関する説明書により、技術基準規則の要求事項が各対象設備の設計に考慮されていることを確認する。

検査において、原子力事業者の活動を確認する場合には、4. の分析結果が、対象設備の設計に考慮されていることを考慮する。

（解説い）対象設備の設計に考慮する4. の分析の結果

対象設備の設計に考慮する4. の分析の結果には、運転経験のレビュー、機能分析と機能配分の結果、タスク分析の結果並びに要員の配置及び組織の分析の結果がある。

これらの結果は、環境条件、配置及び作業空間、制御盤の盤面配置、表示システム、制御機能等に考慮される。

5. 2 対象手順書の設計

対象手順書の設計について、以下の内容を確認する。

(視点1) 対象手順書の設計に、以下の事項が考慮されているか。

- ・ 4. の分析の結果
- ・ 設備の情報
- ・ 原子炉設置（変更）許可申請書に記載された重大事故等防止技術的能力基準の要求事項への適合方針に関する基本的内容

(各段階での確認の方針)

設置許可の審査においては、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第29条（設計開発の結果に係る情報）第3項第1号に適合する方針であることを確認する。

検査において、原子力事業者の活動を確認する場合には、4. の分析結果、設備の情報及び原子炉設置（変更）許可申請書に記載された重大事故等防止技術的能力基準の要求事項への適合方針に関する基本的内容が、対象手順書の設計に考慮されていることを考慮する。

(解説あ) 対象手順書の設計に考慮する4. の分析の結果

対象手順書の設計に考慮する4. の分析の結果には、例えば、以下のものがある。

- ・ 事故、トラブル事象の教訓反映
- ・ タスクと要員との関係（監視・操作の分担等）
- ・ タスクを完了するために必要な情報、操作、フィードバックの流れ等
- ・ 手順書内の各操作の内容やタイミングに関する情報
- ・ 手順書内の各操作がプラントにもたらす結果
- ・ 警告事項、手順を開始及び完了する条件
- ・ 手順書の相互関係と、容易にする必要がある手順書相互間の移行
- ・ 所定の手順が達成できない場合における有効な代替手順、代替となるパラメータの確認手順、手順を安全に終了する方法等
- ・ 潜在的な人的過誤とその要因

5. 3 教育訓練計画への反映事項の整理

教育訓練計画への反映事項の整理について、以下の内容を確認する。

(視点1) 教育訓練計画への反映事項の整理に、以下の事項が考慮されているか。

- ・ 4. の分析の結果
- ・ 設備及び手順書の情報
- ・ 原子炉設置（変更）許可申請書に記載された重大事故等防止技術的能力基準の要求事項への適合方針に関する基本的内容

(各段階での確認の方針)

設置許可の審査においては、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第22条（要員の力量の確保及び教育訓練）及び第29条（設計開発の結果に係る情報）第3項第2号に適合する方針であることを確認する。検査において、原子力事業者の活動をj確認する場合には、教育訓練計画への反映事項の整理結果を考慮する。

(解説あ) 教育訓練計画への反映事項の整理に考慮する4. の分析の結果

教育訓練計画への反映事項の整理に考慮する4. の分析の結果には、例えば以下のものがある。

- ・ 事故、トラブル事象の教訓反映
- ・ タスクの時間余裕、作業負荷等
- ・ 力量
- ・ 潜在的な人的過誤とその要因

(解説い) 教育訓練計画への反映事項の整理に考慮する設備の情報

教育訓練計画への反映事項の整理に考慮する設備の情報には、HMIに関するものがある。例えば、ディスプレイ形式及びそれが示すプラント状態の間関係（故障モードとそれらの影響及びそれらのディスプレイ上の表示を含む。）、ディスプレイ内とディスプレイ間の関連性、ウィンドウ等のスクリーン上の機能の操作、その他の機能の使用に関するものがある。

(解説う) 教育訓練計画に関する留意事項

HMI、手順書等の重要な変更の前に、その変更に関する教育訓練が確実になされることが必要である。

(解説え) 教育訓練計画に関するガイドライン

教育訓練計画が検討される際には、例えば以下のガイドラインが参照されることが一般的である。

- ・ 日本電気協会「原子力発電所運転員の教育・訓練指針」(JEAG 4802-2017)

6. 検証と妥当性確認

6. 1 検証と妥当性確認

検証と妥当性確認について、以下の内容を確認する。

(視点1) 検証と妥当性確認が実施される体制が、適切な力量及び独立性からなるチームとされているか。

(各段階での確認の方針)

設置許可の審査においては、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第31条（設計開発の検証）及び第32条（設計開発の妥当性確認）に適合する方針であることを確認する。

設計及び工事の計画の審査においては、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手順ガイドに沿って、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に記載されていることを確認する。

検査において、原子力事業者の活動を確認する場合には、検証の実績及び妥当性確認の実績を考慮する。なお、重大事故等に関する妥当性確認の実績については、成立性確認訓練をもって確認する場合がある。

(解説あ) 適切な力量及び独立性からなるチーム

適切な力量及び独立性からなるチームは、原子炉の運転、人間工学設計、検証と妥当性確認に必要なデータの収集等の知識・技能を有する者により構成され、そのチームには設計チームとは独立した者が含まれる。

(視点2) 検証の手順及び内容について、4. の分析結果及び5. の設計から得られた要件を踏まえて、以下の項目が考慮されているか。また、これらが適切に文書化されているか。

- ・評価項目
- ・評価基準
- ・評価方法
- ・評価事象
- ・設計仕様への反映

(視点3) 妥当性確認の手順及び内容について、4. の分析結果及び5. の設計から得られた要件を踏まえて、以下の項目が考慮されているか。また、これらが適切に文書化されているか。なお、妥当性確認に当たっては、設備、HMI、手順書、要員等によって構成される「統合システム」という観点で、可能な限り現実的な環境を模擬して実施されているか。

- ・評価項目

- 評価基準
- 評価方法
- 評価事象
- 設計仕様への反映

(各段階での確認の方針)

設置許可の審査においては、発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドに沿った記載がなされており、品質管理基準規則第31条（設計開発の検証）及び第32条（設計開発の妥当性確認）に適合する方針であることを確認する。

設計及び工事の計画の審査においては、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイドに沿って、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に記載されていることを確認する。

検査において、原子力事業者の活動を確認する場合には、検証の実績及び妥当性確認の実績を考慮する。なお、重大事故等に関する妥当性確認の実績については、成立性確認訓練をもって確認する場合がある。

(解説い) 評価項目

評価項目は、4. の分析結果及び5. の設計から得られた要件や、過去の検証又は妥当性確認の結果を踏まえて設定される。なお、妥当性確認の場合には、例えば以下の観点も考慮されて設定される。

- 要員の認知・判断・操作を容易にし、人的過誤を抑制すること
- 要員の作業負荷を最適化すること

(解説う) 評価基準

評価基準は、例えば以下の要件を考慮して定められる。

- 規制要件
- 適用規格（検証の場合）
- HMI によるタスク実行支援の十分性（検証の場合）
- ヒューマン・パフォーマンスに関するもの
- 潜在的な人的過誤の発生防止対策の有効性（合理的かつ実施可能な範囲）

(解説え) 評価基準（ヒューマン・パフォーマンスに関するもの）

ヒューマン・パフォーマンスに関する評価基準は、例えば以下のものを考慮して定められる。

- 認知・判断・操作に要する時間
- 認知・判断・操作の正確性、人的過誤率
- 作業負荷
- 連絡の頻度、正確性

(解説お) 評価方法

評価方法は、検証又は妥当性確認の目的及び内容に応じて、例えば以下のものを考慮

して適切な手段が定められる。また、動的確認を実施する場合には、使用するシミュレータ等と実物との差異や、この評価で確認可能な範囲が明確にされていることが必要である。

- ・机上確認（チェックリスト等）
- ・静的確認（モックアップ等）
- ・動的確認（シミュレータ等）

（解説か）評価方法（データに関する留意事項）

評価方法に関して、評価に必要なデータとその収集・分析方法が定められる。必要なデータには、例えば操作履歴、音声、映像及び模擬運転員等へのアンケートがある。

（解説き）評価方法（動的確認に関する留意事項）

評価方法に関して、動的確認を実施する場合には、模擬運転員等が、試験実施前に試験対象の設備及びHMIに習熟していることが必要である。

（解説く）評価事象

評価事象の選定においては、タスク分析から得られた要件、原子炉制御室と原子炉制御室外の連携等の観点から、評価事象の代表性が整理される。

（解説け）設計仕様への反映

設計仕様への反映においては、収集したデータ及びこれに基づく模擬運転員等の行動、模擬運転員等間の連絡を含む時系列データ等から、例えば以下の事項が分析及び整理され、評価基準等に基づいて設計仕様への反映が検討される。

- ・良好に実施されたタスク
- ・良好に実施されなかったタスク
- ・評価基準等を満たしたHMI等
- ・使用が困難であったHMI等
- ・人間工学に関する課題とその解決策

（解説こ）再検証及び再妥当性確認

設計仕様への再検証及び再妥当性確認が必要に応じて実施されており、実施されている場合には、評価基準との差異、人間工学に関する課題等に注目されていることが必要である。

（解説さ）文書化

検証及び妥当性確認の文書化においては、例えば以下の項目が整理される。

- ・検証及び妥当性確認の概要
- ・収集したデータと分析結果
- ・人間工学に関する課題とその解決策
- ・結果

（解説し）現実的な環境

妥当性確認においては、例えば以下の観点で可能な限り現実的な環境が模擬される。

- ・原子炉制御室を模擬した環境が、実物の設計及び物理的な配置に対応していること
- ・手順書等が実物のものに対応していること

- ・ 模擬運転員等に、運転時にそのシステムを使用する要員に相当する者が割り当てられていること
- ・ 模擬運転員等が訓練を受けており、その力量に対応した要員の配置となっていること

(解説す) 検証及び妥当性確認の例

開発過程において標準設計仕様の検証及び妥当性確認が行われ、製作設計過程において標準設計仕様との相違点の検証及び妥当性確認が行われることがある。例えば、標準設計仕様とループ数や ECCS 等の安全系の系統の設計等が異なる場合や、適用する HMI 等のデバイスの特徴が異なる場合については、その相違点の影響が評価される。その結果、検証及び妥当性確認が行われることがある。

添付 1 人間工学設計評価の実施項目と規制要件（主なもの）の関係

人間工学設計評価の実施項目	品質管理基準規則	設置許可基準規則	技術基準規則	技術的能力指針	重大事故等防止技術的能力基準	実用炉規則
設計開発計画	第 27 条（設計開発計画）					
運転経験のレビュー	第 28 条（設計開発に用いる情報） 第 50 条（データの分析及び評価） 第 52 条（是正処置等） 第 53 条（未然防止処置）			7. 運転及び保守の経験		
機能分析と機能配分	第 28 条（設計開発に用いる情報）	第 10 条（誤操作の防止） 第 12 条（安全施設） 第 13 条（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止） 第 26 条（原子炉制御室等）			有効性評価等に対応するもの	

人間工学設計評価の実施項目	品質管理基準規則	設置許可基準規則	技術基準規則	技術的能力指針	重大事故等防止技術的能力基準	実用炉規則
		第37条(重大事故等の拡大の防止等) 第42条(特定重大事故等対処施設) 第44条～第62条				
重要なタスクの特定	第28条(設計開発に用いる情報)	第13条(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止) 第37条(重大事故等の拡大の防止等) 第42条(特定重大事故等対処施設)			有効性評価等に対応するもの	第92条第1項第8号イからハまで(発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等)
タスク分析	第28条(設計開発に用いる情報)	第13条(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)			有効性評価等に対応するもの	第92条第1項第7号(保安教育) 第92条第1項第8号イからハまで

人間工学設計評価の実施項目	品質管理基準規則	設置許可基準規則	技術基準規則	技術的能力指針	重大事故等防止技術的能力基準	実用炉規則
		第37条(重大事故等の拡大の防止等) 第42条(特定重大事故等対処施設)				(発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等)
要員の配置及び組織の分析	第28条(設計開発に用いる情報)	第13条(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止) 第37条(重大事故等の拡大の防止等) 第42条(特定重大事故等対処施設)		10. 有資格者等の選任・配置	1.0(4)(手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備) 有効性評価等に対応するもの	第92条第1項第8号イからハまで(発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等)
対象設備の設計	第29条(設計開発の結果に係る情報)	第10条(誤操作の防止) 第43条(重大事故等対処設備) 各対象設備に対応するもの	各対象設備に対応するもの			

人間工学設計評価の実施項目	品質管理基準規則	設置許可基準規則	技術基準規則	技術的能力指針	重大事故等防止技術的能力基準	実用炉規則
対象手順書の設計	第29条（設計開発の結果に係る情報）					
教育訓練計画への反映事項の整理	第22条（要員の力量の確保及び教育訓練） 第29条（設計開発の結果に係る情報）					
検証と妥当性確認	第31条（設計開発の検証） 第32条（設計開発の妥当性確認）					
実装に向けた確認	第33条（設計開発の変更の管理）					
ヒューマン・パフォーマンスの監視測定	第47条（プロセスの監視測定）					

IRRS 課題「人的組織的要因の考慮」に関する検討状況

平成28年11月22日
原子力規制庁

1. 経緯

本年4月25日に開催された原子力規制委員会において、「日本への総合規制評価サービス（IRRS）ミッション報告書について」が審議され、IRRSにおいて明らかになった課題とその対応方針が決定された。その中で、「人的組織的要因の考慮（No. 14）」として、以下のとおり記載されている。

○ IRRS において明らかになった課題

（人的組織的要因の考慮）

人的及び組織的要因を設計段階で体系的に考慮することの要求

＜課題に対する本年度の対応＞

次のガイドを策定する中で、設計段階での人的及び組織的要因を考慮することを要求事項に盛り込む。

- ・ 人的組織的要因を考慮した原子炉制御室に関するガイドの策定
- ・ 根本原因分析評価ガイドの策定
- ・ 安全文化醸成活動評価ガイドの策定

2. 人的組織的要因に係るガイドの策定に関する検討状況

IRRS において明らかになった課題に対する本年度の対応として、三つのガイドの策定に関する検討を行っており、検討状況を以下の2. 1～2. 3で報告する。

2. 1 人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイド

(1) 現状及び課題

- 設置許可基準規則¹には「設計基準対象施設は誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない」とされており²、その解釈には「人間工学上の諸因子を考慮した設計であること」とされている。また、技術基準規則³の解釈には、原子炉制御室に対する誤操作防止に係る設備要求が示されている。しかし、必ずしも人的組織的要因の全般を体系的に考慮した規制要求とはなっていない。また、審査等において、誤操作を防止するための措置の妥当性を評価するためのガイドが策定されて

¹ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年 原子力規制委員会規則第五号）

² 第10条（誤操作の防止）

³ 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年 原子力規制委員会規則第六号）

いない。

- IAEA において原子力発電所に関する人間工学上の諸因子の考慮に関する安全ガイド⁴ (DS492) の検討が進められ、また、原子炉制御室の設計に関する技術文書⁵が独立行政法人 原子力安全基盤機構（以下「旧 JNES」という。）により作成されており、これらは評価ガイドを策定する上での参考となる。
- 原子炉制御室以外にも緊急時制御室等（これらをまとめて、以下「原子炉制御室等」という。）については、人的組織的要因を考慮した設計が求められる。

(2) 評価ガイド策定のポイント

- 人間工学上の諸因子を考慮した原子炉制御室等の設計及び運用の妥当性を、設置許可等において確認するためのものとする。
- DS492 及び旧 JNES の技術文書の内容を参考とする。
- プラント運転における人間（運転員等）と機械（計測制御設備等）の役割や機能に配慮した手動操作のうち、安全上重要なものを特定し、必要な設備条件を明確にしているか、計測制御設備等、手順書及び訓練プログラムの設計を適切な人間工学の設計プロセスに従って実施しているか、これらの設計検証が適切に行われているか、運用において人的過誤の発生状況等を監視しているか等について、審査官が判断する際の参考とするものとする。

(3) 今後の見通し

- DS492 の策定状況を見つつ、今年度中に評価ガイドの記載事項の抽出を行う。

2. 2 原因分析活動評価ガイド

(1) 現状及び課題

- 実用炉則⁶第 92 条（保安規定）は、品質保証に関することとして、根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を要求しており、保安検査等において、旧原子力安全・保安院（以下「旧保安院」という。）が制定した根本原因分析及び直接原因分析（以下「原因分析」という。）に係る二つのガイド⁷を活用している。
- しかし、原因分析に係るガイドが二つに分かれているため、直接原因分析と根本

⁴ IAEA は、原子力施設の設計等に関する人的組織的要因の考慮として DS492 Human Factors Engineering in Nuclear Power Plants を策定している。DS492 には、設備面だけでなく、設計プロセスや設置後のヒューマン・パフォーマンスの測定方法等を含めた確実に人間工学を考慮するための体系的な要求事項が記載される予定である。

⁵ 「原子力発電所中央制御室の人間工学的設計に関する評価基準—評価のための技術的要件のまとめ—新設編」2005 年 12 月 旧 JNES、
「原子力発電所中央制御室の人間工学的設計に関する評価基準—評価のための技術的要件のまとめ—変更・更新編」 2005 年 12 月 旧 JNES

⁶ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年 通商産業省令第七十七号）

⁷ 「人的過誤の直接要因に係る不適合を是正するための事業者の自律的取組を規制当局が評価するガイドライン」（平成 20・02・25 原院第 4 号）及び「事業者の根本原因分析実施内容を規制当局が評価するガイドライン」（平成 22・11・10 原院第 4 号）

原因分析を連携して実施するには使い勝手が悪く、また混乱を生じ易い構造となっている。

- これらのガイドには、IAEA が新たに策定したマネジメント等に関する基準（GSR Part2⁸）を反映することが適当である。
- 品質管理規則⁹第 54 条（是正処置）等において、工事計画認可の基準として根本原因分析手順の確立が要求されており、その妥当性を評価するためのガイドを策定することが望ましい。

（2）評価ガイド策定のポイント

- 直接原因分析と根本原因分析が連携して実施されるよう、GSR Part2 を踏まえ、旧保安院が策定した既存の二つのガイドラインを統合する。
- 工事計画認可における、原因分析活動の妥当性の確認にも活用できるものとする。
- 原因分析に係るルールの整備、分析実施者の教育・訓練計画、分析チームの中立性の確保、情報の客観性や組織的要因等の抽出方法の論理性、マネジメントレビューでの原因分析結果の取扱い、原因分析の有効性等の評価の視点について、取込み又は更なる明確化を図る。

（3）今後の見通し

- 平成 29 年度中の評価ガイドの制定に向け、今年度中に評価ガイド案の骨子を策定する。

2. 3 安全文化醸成活動評価ガイド

（1）現状と課題

- 実用炉則第 92 条は、安全文化を醸成するための体制を要求しており、保安検査等において、旧保安院が制定した評価ガイド¹⁰を参照している。
- 当該評価ガイドは、IAEA の GSR Part2 を反映することが適当である。
- 品質管理規則第 8 条（経営責任者の関与）等において、工事計画認可の基準として安全文化醸成活動を行うことが要求されており、その妥当性を評価するためのガイドを策定することが望ましい。

⁸ 安全のためのリーダーシップとマネジメント。平成 28 年 6 月に IAEA の全般的な安全要件として制定され、我が国においてもその要求事項が「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に盛り込まれている。福島第一原子力発電所事故の教訓を考慮に入れて改訂され、安全のためのリーダーシップ、安全のためのマネジメント、統合されたマネジメントシステム及び相発的な取り組み方が、強固な安全文化の醸成に不可欠であることを強調している。

⁹ 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年 原子力規制委員会規則第八号）

¹⁰ 規制当局が事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取組を評価するガイドライン（平成 19・12・03 原院第 1 号）

(2) 評価ガイド策定のポイント

- GSR Part2 を踏まえ、管理者がリーダーシップの発揮として行う活動、組織の全ての要員を対象とした安全文化醸成活動、活動結果の測定、分析評価及び改善並びにこれらの活動を実施するための体制等の評価の視点について、取込み又は更なる明確化を図る。
- 工事計画認可における、安全文化醸成活動の妥当性の確認にも活用できるものとする。

(3) 今後の見通し

- 平成 29 年度中の評価ガイドの制定に向け、今年度中に評価ガイド案の骨子を策定する。

3. その他の検討事項

- 原子炉制御室等に関する人的組織的要因の考慮について要求事項の整理を行い、関連する規則¹¹等の改正について検討する。
- 検査制度の見直しの一環として、安全文化醸成活動を含む品質保証に関する要求を設置許可の要求事項とすることが検討されており、その内容は新たな検査における確認対象となることから、検査実施にも活用できるよう、原因分析活動評価ガイド及び安全文化醸成活動評価ガイドを検討する。
- IRRS 報告書は、すべての原子力施設について、プラントの設計における人的及び組織的要因と人的過誤に関する十分な体系的考慮を行うこと、当該考慮結果が許認可図書に記載されること等を検討すべきとしている。今後、上述のガイドの策定等に加え、IRRS 報告書の指摘を踏まえ、関連する規制基準の見直しについても検討を行う。

¹¹ 設置許可基準第 10 条等

(参考2)

関連する IAEA の安全ガイド (SSG-51) の概要及び構成

【概要】

SSG-51 は、人的過誤のリスクを最小化し、ヒューマン・パフォーマンスを最適化するように、ヒューマンマシンインタフェース¹の設計に対して人間工学を適用することを目的として、IAEA が令和元年6月に発行した安全ガイドである。

SSG-51 は、実用発電用原子炉施設の新設炉及び既設炉改造を対象としており、ヒューマンマシンインタフェースを含む設備、手順書及び教育訓練計画に関する人間工学設計評価について記載されている。

SSG-51 には、人間工学に係る設計開発に関する推奨事項（構成における2、3、5及び6の全部並びに4のごく一部）、完全デジタル化制御室を念頭に置いた詳細な設計仕様に関する推奨事項（構成における4の大部分及び8の全部）等が記載されている。

【構成】

1. はじめに
2. 人間工学プログラム管理
3. 分析
 - ・ 運転経験のレビュー
 - ・ 機能分析
 - ・ 機能配分
 - ・ タスク分析
 - ・ 要員・組織・資格要件分析
 - ・ 重要な人間のタスクの取扱い
4. デザイン
 - ・ 設備（原子炉制御室、補助制御室及び緊急時対応施設）
 - ・ 手順書
 - ・ 教育訓練計画
5. 人的要因に関する検証と妥当性確認
6. 人間工学設計の実施
7. ヒューマン・パフォーマンスの監視測定
8. 電子化手順書の設計における人間工学の適用
9. 安全プロセス²への人間工学の統合
10. 製品の選択と調達への人間工学の適用

¹ 設備と要員とのコミュニケーションの直接の手段。具体的には、警報、表示装置、制御機器、運転支援装置等をいう。

² DEVELOPMENT AND REVIEW OF THE SAFETY ANALYSIS REPORT、PLANT MODIFICATIONS 及び PERIODIC SAFETY REVIEW

(参考3)

関連する我が国の規制要件（主なものを抜粋）

1. 設置許可基準規則

規則	解釈
<p>(誤操作の防止)</p> <p>第十条 設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 第1項に規定する「誤操作を防止するための措置を講じたもの」とは、人間工学上の諸因子を考慮して、盤の配置及び操作器具並びに弁等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において発電用原子炉施設の状態が正確かつ迅速に把握できるよう留意すること並びに保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計であることをいう。また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保される設計であることをいう。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(安全施設)</p> <p>第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>1～14 (略)</p>
<p>(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)</p> <p>第十三条 設計基準対象施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 運転時の異常な過渡変化時において次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>二 設計基準事故時において次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>イ～ホ (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>(原子炉制御室等)</p> <p>第二十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>1～6 (略)</p>
<p>(重大事故等の拡大の防止等)</p> <p>第三十七条 発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合</p>	<p>1-1～4-2 (略)</p>

<p>において、炉心の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	
<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>三～六 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	1～7 (略)

2. 技術基準規則

規則	解釈
<p>(原子炉制御室等)</p> <p>第三十八条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常時に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、発電用原子炉及び一次冷却系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主要計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置（第四十七条第一項に規定する装置を含む。）を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>1～6 (略)</p> <p>7 第2項に規定する「誤操作することなく適切に運転操作することができる」とは「原子炉制御室における誤操作防止のための設備面への要求事項(別記-7)」によること。</p> <p>8～16 (略)</p>
<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第五十四条 重大事故等対処設備は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。</p> <p>三～六 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	1～7 (略)

原子炉制御室における誤操作防止のための設備面への要求事項（別記一七）（抜粋）

1. 原子炉制御室の環境条件

運転員が適切に運転できるよう、原子炉制御室は、温度、照明、騒音に対して、快適な環境条件が考慮されていること。

2. 原子炉制御室の配置及び作業空間

(1) 全てのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう以下を考慮すること。

- ① 人間と機械の役割分担が決められている。
 - ② 原子炉制御室において集中して監視、操作する項目を定め、現場（原子炉制御室内裏側直立盤を含む）との役割分担が決められている。
 - ③ 運転員の情報共有が有効になるよう考慮された設備配置となっている。
- (2) 安全性を確保するために、プラント異常状態時に手動操作を要する場合は、運転員の監視、操作性を考慮した動作範囲とすること。

3. 制御盤の盤面配置

制御盤に設置される警報、表示装置、制御機器は、運転員の誤操作及び誤認識を防止できるように配置・配列されるとともに、統一性のある表示を用いること。

4. 表示システム（警報システムを含む）

(1) 情報機能

- ① プラントの系統・機器の状況を示す情報や安全上必要な情報は、網羅され、適切な位置に、理解し易い表示方法で運転員に提供されること。
- ② 発電所緊急時対策所との連絡・連携の機能にかかわる情報伝達の不備や誤判断が生じないように考慮されていること。
- ③ 複数の運転員による監視ができるよう、安全上重要な情報は原子炉制御室の運転員が共有できる場所に表示できること。

(2) 警報機能

プラントの設備又はプロセスに異常が生じた場合、運転員に告知し、運転員の適切な運転対応操作を可能とすること。

(3) 運転支援

運転支援装置を用いる場合は、その装置の機能を喪失した場合にもプラントを安全に運転できる設備となっていること。運転支援装置とは、プラント設備の情報をより分かりやすい形に整理及び加工して表示することにより、運転員の判断、意思決定及びこれに伴う対応行動に関する助言を与え、運転員の監視及び操作を支援するための装置及びプラント状態の把握を支援する装置をいう（計算機が直接操作端を駆動する、あるいは制御装置に自動的に起動信号や設定値を与える運転の自動化は運転支援ではない）。

5. 制御機能

- (1) 誤操作を可能な限り小さくするよう、制御機器は操作し易いものであること。
- (2) 原子炉制御室から制御する系統・機器は、プラントの安全を阻害するような非安全な操作ができないようにすること。
- (3) 自動操作する場合は、自動操作の進行を運転員が確認できること。

3. 品質管理基準規則

規則	解釈
<p>(要員の力量の確保及び教育訓練)</p> <p>第二十二條 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>第22條 (要員の力量の確保及び教育訓練)</p> <p>1～2 (略)</p>
<p>(設計開発計画)</p> <p>第二十七條 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第27條 (設計開発計画)</p> <p>1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。</p> <p>2 第1項に規定する「設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（第4條第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。</p>
<p>(設計開発に用いる情報)</p> <p>第二十八條 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九條 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情</p>	<p>第29條 (設計開発の結果に係る情報)</p> <p>1 (略)</p>

<p>報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p>(設計開発の検証)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第31条 (設計開発の検証)</p> <p>1 (略)</p>
<p>(設計開発の妥当性確認)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第32条 (設計開発の妥当性確認)</p> <p>1 (略)</p>
<p>(設計開発の変更の管理)</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p>	
<p>(データの分析及び評価)</p> <p>第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>第50条 (データの分析及び評価)</p> <p>1～2 (略)</p>
<p>(是正処置等)</p>	<p>第52条 (是正処置等)</p> <p>1～4 (略)</p>

<p>第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p>(未然防止処置)</p> <p>第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第53条 (未然防止処置)</p> <p>1 (略)</p>

4. 技術的能力指針

Ⅱ. 要件

指針 7. 運転及び保守の経験

事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の運転及び保守の経験が十分に具備されているか、又は経験を獲得する方針が適切に示されていること。

指針 10. 有資格者等の選任・配置

事業者において、当該事業等の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。

5. 重大事故等防止技術的能力基準

Ⅱ 要求事項

1. 重大事故等対策における要求事項

1.0 共通事項

(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備

発電用原子炉設置者において、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、あらかじめ手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

6. 実用炉規則

(保安規定)

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

イ～ハ (略)

八 発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの

イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。

ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項

ハ 異状があった場合の措置に関すること (第十五号に掲げるものを除く。)

二～ホ (略)

九～二十一 (略)

2～5 (略)